豊田市私立保育所運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第４項の規定により豊田市内に設置に対する私立保育所の運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この補助金は、私立保育所の運営に要する経費を補助することにより、当該保育所の職員の処遇向上、施設の運営改善及び保育内容の充実を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市内において私立保育所を設置する社会福祉法人又は学校法人とする。

（補助金額等）

第４条　補助金の基準額及び使途は、別表に定めるところによる。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、豊田市私立保育所運営費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（交付の決定通知）

第６条　市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立保育所運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。

２　補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

（交付の除外要件）

第７条　前条の規定にかかわらず、市長は、第５条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

（１）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（２）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（計画変更）

第８条　補助事業者が、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、豊田市私立保育所運営費補助金計画変更承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めたときは、第６条第１項による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第９条　市長は、前条第２項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市私立保育所運営費補助金変更決定通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第１０条　市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、豊田市私立保育所運営費補助金実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１２条　市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立保育所運営費補助金確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

２　市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

３　補助事業が完了した場合において、当該補助事業の実施に要した経費の実績額（以下「実績額」という。）が補助金交付決定額に満たなかったときは、補助金の額は実績額の範囲内とする。ただし、別表の１人件費補助については別に定める。

（交付の制限）

第１３条　補助事業に要するすべての経費を子ども・子育て支援法附則第６条第１項に規定する委託費（以下、単に「委託費」という。）で充当できるときは、補助金は交付しない。

（検査等）

第１４条　市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な検査をすることができる。

（関係書類の整理保存）

第１５条　補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から５年間整理保存しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１６条　市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３０年１０月３０日から施行し、同年７月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和元年１１月６日から施行し、同年１０月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年１月８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年２月２０日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）
この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年９月７日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表

補助金の基準額	補助金の使途
1　人件費・管理費補助 （１）次に掲げるアからエまでを合算した額からオの額を控除した額 ア　規模別単価により算出した額 イ　児童年齢別単価により算出した額 ウ　臨時職員加算単価により算出した額 エ　規模別及び児童年齢別単価に対する補正額 オ　年間に支払われた委託費のうちの人件費分 （２）次に掲げるア及びイを合算した額 ア　事業実施年度基本分単価中基本分管理費単価の６０％の額×年度初日在籍入所児童数×１２月 イ　年間延べ在籍乳児数※×４００円 （※毎月初日在籍乳児数の年間計）	正規職員の給与及び臨時職員の賃金等並びにこれらに対する社会保険料等の事業主負担金 庁費等施設の管理に要する経費
2　産休・病休代替職員設置費補助 次に掲げるア及びイを合算した額 ア　別に定める産休・病休代替職員雇用に係る賃金及び通勤費 イ　産休・病休代替職員に係る社会保険料等事業主負担金	産休･病休代替職員の雇用に要する賃金､通勤費及び社会保険料等事業主負担金
3　嘱託医報酬補助 次に掲げるアからエまでを合算した額 ア　基本額　内科医歯科医それぞれ豊田市の定める嘱託医報酬・医務委託料基準額 イ　管理料　内科医歯科医それぞれ豊田市の定める嘱託医報酬・医務委託料基準額 ウ　人頭割　内科医歯科医それぞれ豊田市の定める嘱託医報酬・医務委託料基準額×検診延児童数 エ　看護委託料　豊田市の定める嘱託医報酬・医務委託料基準額	嘱託医報酬に要する経費

４　用地等賃借料補助 (1) 平成１１年度少子化対策臨時特例交付金交付対象事業による施設拡充に伴い保育所用地を賃借する場合の賃借料 前年度固定資産税課税標準額の１００分の４の額と賃借に係る実支出額のいずれか少ない方の１０分の１０以内の額	(1) 保育所用地を賃借する場合の賃借に要する経費
(2) 園児の送迎及び職員の通勤に必要となる駐車場用地を賃借する場合の賃貸料 別に定める補助対象部分の賃貸料の額と前年度固定資産税課税標準額の１００分の４の額のいずれか少ない方の４分の３以内の額	(2) 送迎･通勤のための駐車場用地を賃借する場合の賃借に要する経費
(3) 施設の改築等により必要となる仮設施設を設置するための用地を賃借する場合の賃借料 前年度固定資産税課税標準額の１００分の４の額と賃借に係る実支出額のいずれか少ない方の４分の３以内の額	(3) 仮設施設用地を賃借する場合の賃借に要する経費
(4)愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第２条第３号の賃貸物件による保育所整備事業の賃借料 県要綱第３条の規定により算出した額の範囲内	(4) 賃貸物件による保育所分園を設置する場合の賃借に要する経費
５　休日保育事業費補助 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成２７年内閣府告示第４９号。）別表第２における保育所の表に定める休日保育加算の休日保育年間延べ利用子ども数ごとの額	休日保育事業に要する経費

6　病後児保育事業費補助 次に掲げるア及びイを合算した額 ア　基本額　別に定める病後児保育の実施に係る看護師人件費及び保育士人件費の額 イ　加算額　年間延べ利用児童数に応じて別に定める額	病後児保育事業に要する経費
7　警備員設置費補助 次に掲げるアからウを合算した額 ア　人件費　市基準額により求める警備員人件費の額 イ　諸経費　アで算出した額の１０％の額 ウ　消費税及び地方消費税相当額　ア及びイにかかる消費税及び地方消費税相当額	警備員設置に要する経費

備考　実施に関しては、豊田市私立保育所運営費補助金交付要領に定める。